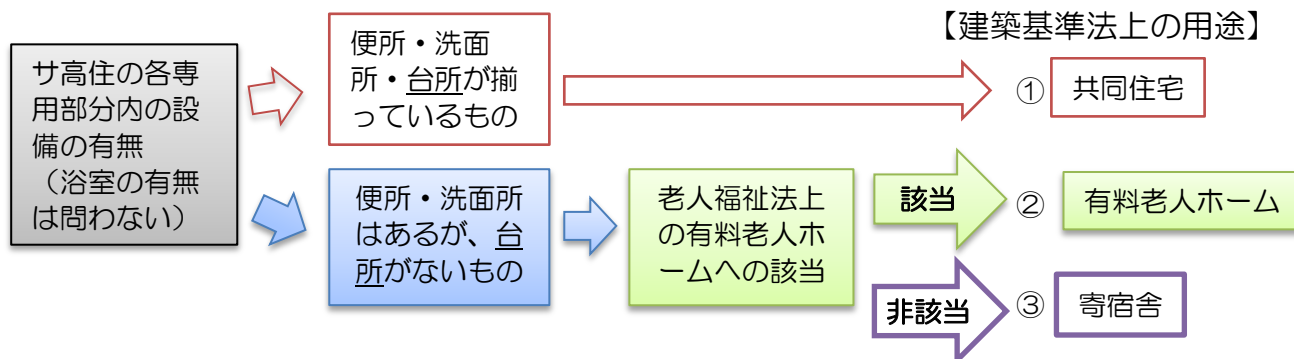


サービス付き高齢者向け住宅を計画されている皆様へ

1. サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途判断について

サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）については、国土交通省の取扱い（<http://www.satsuki-jutaku.jp/faq/278.html>）に基づき、用途の判断を行います。



2. 1. の用途を判断するための事前協議について

確認申請の審査においては、サ高住の登録基準を満たすか否か、老人福祉法上の有料老人ホームに該当するか否かについての所管課からの回答に基づき用途の判断を行うため、確認申請書の提出前に所管課との協議を終えてください。

（富山市内の建物は、富山市の所管課と協議してください）

事前協議内容	所管課	場所	電話
サ高住の登録基準を満たすか否か	富山県土木部建築住宅課 住みよいまちづくり班	富山市新総 曲輪 1-7 (富山県庁)	076-444-3357
有料老人ホームに該当するか否か	富山県厚生部高齢福祉課 地域包括ケア推進班		076-444-3205

※注）サ高住以外についても、高齢者を入居させる施設が有料老人ホームに該当するか否か、判断が必要な場合は上記所管課へご相談ください。

3. 確認申請書等の用途記載について

1. により判断した用途名①～③の後ろに括弧書きでサービス付き高齢者向け住宅と記載してください。（必須）

記載例：有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）

4. 建築確認申請等窓口

名称	連絡先	所轄区域
新川土木センター 建築課	魚津市新宿 10-7(魚津総合庁舎内) TEL 0765-22-9117	魚津市、滑川市、黒部市、 下新川郡入善町、朝日町
富山土木センター 建築課	富山市舟橋北町 1-11(富山総合庁舎内) TEL 076-444-4449	中新川郡舟橋村、上市町、 立山町
高岡土木センター 建築課	高岡市赤祖父 211(高岡総合庁舎内) TEL 0766-26-8426	射水市、氷見市、小矢部市
砺波土木センター 建築課	南砺市寺家 330 TEL 0763-22-6271	砺波市、南砺市

※富山市・高岡市内についてはそれぞれの市役所建築指導課にご確認ください。

＜本文書に関するお問い合わせ先＞

富山県土木部建築住宅課建築指導係

電話：076-444-3356（直通）